

教 育 委 員 会 定 例 会 次 第

日時：令和3年2月25日（木）午前10時～

会場：富士川町教育文化会館 3階会議室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 議事録署名委員の指名

4 教育長の報告

5 議 題

議案第6号 令和2年度富士川町一般会計補正予算（第12号）について

議案第7号 富士川町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

6 協議事項

7 報告事項

（1）新中学校の開校に向けた取組みについて

（2）学校施設の長寿命化計画スケジュールについて

（3）富士川町民会館休館について

8 その他

（1）令和2年度末人事異動作業に係る地教委との最終話し合い

（2）年度末、年度始めの日程について（確認）

9 今後の日程について

（1）令和3年度「峡南地区教育委員会連合会定期総会」について

日時 令和3年4月28日（水）13:30～

会場 早川町民会館2階大ホール

※教育長、職務代理は11:00～理事会有り

10 閉 会

1、月の観察会について

2月18・19日に町民会館駐車場において月の観察会を行いました。両日とも好天に恵まれ、104人の参加者が2本の天体望遠鏡で月を観察しました。

町内2人の方の協力により、観察の説明を受けたほか、新型コロナウイルス感染対策のため、望遠鏡のレンズに直接触れないようOHPシートを利用した対策も行いました。

2、中学3年生の高校受検について

前期入試は、1月28日・29日に実施され、2月5日に合格者の発表がありました。後期試験は3月3日に実施予定で、合格発表は3月12日となっております。

○学年人数 増穂中学校 110人 鯉沢中学校 20人

○公立高校前期入試合格内定者数

増穂中学校受検者 18人 内定者数 18人

鯉沢中学校受検者 13人 内定者数 10人

○私立高校合格者（単願）

増穂中学校 16人（他3人未発表）

鯉沢中学校 2人

○公立学校後期入試出願者数

増穂中学校 後期出願者 73人（私立併願者 36人）（定時制 1人）
未定 0人 非受検者 0人

鯉沢中学校 後期出願者 8人（私立併願者 3人）
未定 0人 非受検者 0人

3、新年度の小学校入学児童・中学校入学生徒について

令和3年度に管内小中学校へ入学する児童・生徒の見込みは次の通りです。

増穂小学校 71人

増穂南小学校 7人

鯉沢小学校 17人 小学校の入学合計は、95人（昨年 109人）

増穂中学校 117人

鯉沢中学校 18人 中学校の入学合計は、135人（昨年 115人）となりました。

4、新年度の小中学校のクラス編成について

令和3年度の各小中学校のクラス編成見込みは次の通りです。

増穂小学校 普通学級 17学級 支援学級 3学級（知的 1・自情 2） 昨年△3

増穂南小学校 普通学級 2学級 複式学級 2学級 昨年と同

鯉沢小学校 普通学級 6学級 支援学級 1学級（自情 1） 昨年と同

小学校の学級数は、 31学級

※うち、 普通学級 25・複式 2・支援学級 4（知的 1・自情 3）

増穂中学校 普通学級 11 学級 支援学級 3 学級 (知 1・自 1・難聴 1) 昨年と同
鯉沢中学校 普通学級 3 学級 支援学級 0 学級 昨年△2
中学校の学級数は、17 学級
※うち、 普通学級 14・支援学級 3 (知的 1・自情 1・難聴 1)

5、各種大会の結果

○表彰者

・文部科学大臣表彰

令和 2 年度学校保健及び学校安全表彰者 (学校薬剤師)

井上 晋也 (井上薬局) (鯉沢小学校) 鯉沢中区

・山梨県教育委員会教育長表彰 2 月 4 日県学校保健大会

健康推進優学校 増穂中学校

○中学校各種大会 (増穂中学校 別添のとおり)

各種表彰関係報告（増穂中学校）

月日	大会名	部活名	種目	成績	氏名	学年
1月17日	県ソフトテニス連盟	ソフトテニス		優秀選手賞	手塚達平	3
					大原夢叶	3
12月1日	県卓球協会表彰	卓球		会長賞	秋山 真凜	3
					大木菜々華	3
3月5日	山梨県陸上競技協会	陸上	中学生優秀選手賞		入月誠ノ介	3
					井上みらい	3
					志村涼風	3
			優秀選手賞		志村涼風	3
			功績賞		村松福太郎	3
					塩澤佳能	3
					小林奏音	3
					金丸輝心	3
					長澤悠太	3
					山形笑佳	3
3月11日	山梨県弓道連盟賞	弓道			志村 澤	3
	西関東吹奏楽連盟表彰 県吹奏楽連盟表彰	吹奏楽 吹奏楽			加藤藍	3
					深澤はな	3
					井上愛加里	3
					柳澤 美帆	3
					清水 奏来	3
					齋藤このは	3
					斎藤真愛	3
					殿岡美姫	3
					安岡大河	3
2月7日	第32回山梨県中学生新人駅伝競走大会 学校対抗の部 男子	陸上		第4位	深澤飛翔	2
					齊藤翔太	2
					中澤凱哉	2
					大堀陽士	2
					渡邊翔海	2
					折居蓮	2
				男子4区区間賞	大堀陽士	2
2月7日	令和2年度第41回全日本 ジュニアウエイトリフティン グ選手権大会			第1位	志村 涼風	3
				第1位	志村 涼風	3
				第1位	志村 涼風	3
	令和2年度健康推進優良学校				増穂中学校	

月 日	時 間	場 所	内 容
1月28日	10:30	教育文化会館	定例教育委員会(給食試食会)
28日・29日		県内各高校	前期試験
31日	14:00	はくばく文化ホール	青島広志コンサート
2月1日	11:00	明王寺	指定文化財指定書交付
3日	9:30	教文館	学校経営研究会(校長会)
5日	10:00	町民会館	公民館講座「終活講座」第1回
"	11:00	道志村	県教育長会役員会 総会は書面決議
8日	10:00	教育文化会館	そよ風教室代表者会議
10日	10:00	教育事務所	年末人事地教ヒヤリング(地教委)
"	15:00	増穂南小学校	学校運営協議会
12日	10:00	議場	臨時議会(庁舎建設住民基本条例の件)
"	10:00	町民会館	公民館講座「終活講座」第2回
"	13:00	教育センター(オンライン)	令和3年度指導重点説明会
"	15:00	JA会議室	JAとの食材情報交換
18日	13:30	教育文化会館	共同学校事務室協議会
"	14:00	文化ホール	文化ホール理事会
"	18:00	町民会館駐車場	月の観察会①
19日	18:00	町民会館駐車場	月の観察会②
"	19:30	役場会議室	さくら祭り実行委員会
25日	9:00	役場会議室	文化ホール社員総会
"	10:00	教育文化会館	定例教育委員会

議案第6号

令和2年度 一般会計補正予算要求（第12号 3月定例議会提出）

教育総務課

（歳入）

【総務学校担当】

15款) 国庫支出金 2項) 国庫補助金 4目) 教育費国庫補助金

2節) 学校管理費補助金

学校施設環境改善交付金

- ・増穂小校舎外壁塗装改修工事（確定により）△7,566 千円
- ・学校給食センター（確定により）40,139 千円
- ・増穂小学校空調設置工事 2,643 千円
- ・鯉沢中学校空調設置工事 3,473 千円

公立学校情報機器整備費補助金

- ・児童生徒1人1台タブレット（確定により）△4,524 千円

学校保健特別対策費補助金（第3次補正予算）

- ・感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 614 千円

16款) 県支出金 2項) 県補助金 8目) 教育費県補助金

1節) 教育費補助金

- 学力向上支援スタッフ追加配置事業 △12,500 千円
- スクールサポートスタッフ配置事業 △3,590 千円

22款) 町債 1項) 町債 4目) 教育債

1節) 学校教育施設等整備事業債

学校施設環境改善交付金

- ・小中学校空調設備設置事業 12,100 千円
- ・学校給食センター（確定により）△44,100 千円

(歳 出)

【総務学校担当】

10 款) 教育費 1 項) 教育総務費 1 目) 教育委員会費

1 節) 報酬	会計年度任用職員	△1,240 千円
4 節) 共済費	社会保険料	△260 千円
18 節) 負担金、補助	負担金 (確定により減)	△149 千円
及び交付金		

10 款) 教育費 1 項) 教育総務費 2 目) 学校費

1 節) 報酬	会計年度任用職員	△200 千円
7 節) 報償費	(確定により減)	△400 千円
10 節) 需用費		
	消耗品費 (確定により減)	△300 千円
11 節) 役務費	(確定により減)	△44,000 千円
12 節) 委託料	(確定により減)	△2,500 千円
13 節) 使用料及び賃借料	(確定により減)	△500 千円
14 節) 工事請負費		
	増穂小学校空調設置工事	9,729 千円
	鯉沢中学校空調設置工事	16,610 千円
	増穂小学校校舎外壁塗装改修工事	△14,713 千円
	学校給食センター建設工事	△3,961 千円
17 節) 備品購入費	(確定により減)	△4,524 千円
18 節) 負担金、補助	負担金 (確定により減)	△700 千円
及び交付金		
19 節) 扶助費	(確定により減)	△200 千円

10 款) 教育費 2 項) 小学校費 1 目) 増穂小学校管理費

1 節) 報酬	会計年度任用職員	△270 千円
7 節) 報償費	スクールサポートスタッフ	△1,200 千円
10 節) 需用費		
	消耗品費 感染症対策用品	542 千円
	光熱水費 (確定により減)	△1,000 千円

10 款) 教育費 2 項) 小学校費 2 目) 増穂小教育振興費

1 節) 報酬	会計年度任用職員	△600 千円
---------	----------	---------

3 節) 職員手当等	会計年度任用職員手当	△167 千円
7 節) 報償費	学力向上支援スタッフ	△7,000 千円
13 節) 使用料及び賃借料	(確定により減)	△300 千円
18 節) 負担金、補助	負担金 (確定により減)	△700 千円
	及び交付金	
19 節) 扶助費	(確定により減)	△1,200 千円
10 款) 教育費	2 項) 小学校費	4 目) 南小学校管理費
10 節) 需用費		
	消耗品費 感染症対策用品	50 千円
12 節) 委託料	(確定により減)	△100 千円
17 節) 備品購入費	(確定により減)	△410 千円
10 款) 教育費	2 項) 小学校費	5 目) 南小教育振興費
7 節) 報償費	学力向上支援スタッフ	△1,000 千円
19 節) 扶助費	(確定により減)	△270 千円
10 款) 教育費	2 項) 小学校費	7 目) 鯉沢小学校管理費
10 節) 需用費		
	消耗品費 感染症対策用品	269 千円
	光熱水費 (確定により減)	△450 千円
13 節) 使用料及び賃借料	(確定により減)	△100 千円
17 節) 備品購入費	(確定により減)	△200 千円
10 款) 教育費	2 項) 小学校費	8 目) 鯉沢小教育振興費
7 節) 報償費	学力向上支援スタッフ	△1,500 千円
8 節) 旅費	会計年度任用職員費用弁償	34 千円
13 節) 使用料及び賃借料	(確定により減)	△100 千円
18 節) 負担金、補助	負担金 (確定により減)	△100 千円
	及び交付金	
19 節) 扶助費	(確定により減)	△200 千円
10 款) 教育費	3 項) 小学校費	1 目) 増穂中学校管理費
7 節) 報償費	スクールサポートスタッフ	△2,000 千円
10 節) 需用費		
	消耗品費 感染症対策用品	221 千円

光熱水費 (確定により減) △1,000 千円

10 款) 教育費 3 項) 小学校費 2 目) 増穂中教育振興費

1 節) 報酬 会計年度任用職員 1,700 千円
7 節) 報償費 学力向上支援スタッフ △3,000 千円
8 節) 旅費 会計年度任用職員費用弁償 120 千円
13 節) 使用料及び賃借料 (確定により減) △200 千円
18 節) 負担金、補助 負担金 (確定により減) △700 千円
及び交付金
19 節) 扶助費 (確定により減) △300 千円

10 款) 教育費 3 項) 小学校費 4 目) 鯉沢中学校管理費

7 節) 報償費 スクールサポートスタッフ △390 千円
10 節) 需用費
消耗品費 感染症対策用品 148 千円
光熱水費 (確定により減) △400 千円

10 款) 教育費 3 項) 小学校費 5 目) 鯉沢中教育振興費

1 節) 報酬 会計年度任用職員 △300 千円
13 節) 使用料及び賃借料 (確定により減) △100 千円
18 節) 負担金、補助 負担金 (確定により減) △200 千円
及び交付金
19 節) 扶助費 (確定により減) △400 千円

10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 1 目) 増穂小学校給食費

1 節) 報酬 会計年度任用職員 △7,030 千円
3 節) 職員手当等 会計年度任用職員手当 △1,142 千円
4 節) 共済費 社会保険料 △1,326 千円
10 節) 需用費
燃料費 (確定により減) △450 千円
11 節) 役務費 (確定により減) △193 千円

10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 2 目) 南小学校給食費

1 節) 報酬 会計年度任用職員 △1,166 千円
3 節) 職員手当等 会計年度任用職員手当 △189 千円
4 節) 共済費 社会保険料 △225 千円

8 節) 旅費 (確定により減) △10 千円

10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 3 目) 増穂中学校給食費

1 節) 報酬 会計年度任用職員 △5,254 千円

3 節) 職員手当等 会計年度任用職員手当 △816 千円

4 節) 共済費 社会保険料 △974 千円

10 節) 需用費

燃料費 (確定により減) △280 千円

11 節) 役務費 (確定により減) △280 千円

10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 4 目) 鯉沢小中学校給食費

1 節) 報酬 会計年度任用職員 △6,421 千円

3 節) 職員手当等 会計年度任用職員手当 △1,005 千円

4 節) 共済費 社会保険料 △1,191 千円

10 節) 需用費

燃料費 (確定により減) △200 千円

光熱水費 (確定により減) △100 千円

10 款) 教育費 6 項) 学校給食費 5 目) 給食センター費

10 節) 需用費

消耗品費 (確定により減) △200 千円

賄材料費 (確定により減) △8,250 千円

11 節) 役務費 (確定により減) △100 千円

12 節) 委託料 (確定により減) △3,200 千円

17 節) 備品購入費 (確定により減) △5,000 千円

令和2年度 一般会計補正予算要求（第12号 3月定例議会提出）

生涯学習課

（歳入）

【社会教育担当】

14 款）使用料及び手数料	1 項）使用料	5 目）教育使用料	
1 節）社会教育施設使用料	町民会館使用料		△200 千円
16 款）県支出金	3 項）委託金	4 目）教育費委託金	
1 節）移譲事務委託金	文化財保護移譲事務		3 千円
21 款）諸収入	3 項）雑入	3 目）雑入	
1 節）雑入	コミュニティ助成事業不採択により		△2,000 千円
	町民会館太陽光発電売電料等		79 千円

【社会体育担当】

14 款）使用料及び手数料	1 項）使用料	5 目）教育使用料	
2 節）社会体育施設使用料	社会体育施設使用料		△2,285 千円
21 款）諸収入	3 項）雑入	3 目）雑入	
1 節）雑入	スポーツ振興くじ助成金確定により		△1,405 千円

（歳出）

【社会教育担当】

10 款）教育費	4 項）社会教育費	1 目）社会教育総務費	
7 節）報償費	（確定により減）		△33 千円
10 節）需用費	（確定により減）		△20 千円
11 節）役務費	（確定により減）		△23 千円
12 節）委託料	（確定により減）		△4,180 千円
13 節）使用料及び賃借料	（確定により減）		△110 千円
18 節）負担金、補助及び交付金	負担金（確定により減）		△15 千円
	補助金（確定により減）		△1,270 千円

10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	2 目) 公民館費	
	7 節) 報償費	(確定により減)	△140 千円
	10 節) 需用費	(確定により減)	△12 千円
	13 節) 使用料及び賃借料	(確定により減)	△50 千円
10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	3 目) 青少年育成費	
	7 節) 報償費	(確定により減)	△110 千円
10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	4 目) 文化財保護費	
	12 節) 委託料	(確定により減)	△1,907 千円
10 款) 教育費	4 項) 社会教育費	5 目) 図書館費	
	1 節) 報酬	(確定により減)	△358 千円
	7 節) 報償費	(確定により減)	△20 千円
10 款) 教育費	7 項) 町民会館費	1 目) 町民会館管理費	
	10 節) 需用費	(確定により減)	△300 千円
	12 節) 委託料	(確定により減)	△1,000 千円
	13 節) 使用料及び賃借料	(確定により減)	△1,353 千円

【社会体育担当】

10 款) 教育費	5 項) 保健体育費	1 目) 保健体育総務費	
	7 節) 報償費	(確定により減)	△200 千円
	18 節) 負担金、補助 及び交付金	負担金 (確定により減)	△480 千円
		補助金 (確定により減)	△3,000 千円
10 款) 教育費	5 項) 保健体育費	2 目) 社会体育施設費	
	7 節) 報償費	(確定により減)	△1,900 千円
	10 節) 需要費	(確定により減)	△1,000 千円
	11 節) 役務費	(確定により減)	△100 千円
	12 節) 委託料	(確定により減)	△1,319 千円
	13 節) 使用料及び 賃借料	(確定により減)	△240 千円

議案第7号

富士川町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について

富士川町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年3月5日提出

富士川町長 志 村 学

提案理由

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第1項及び第3項並びに第30条第2項に規定する組織の設置に関し、必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

富士川町いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 富士川町いじめ問題対策連絡協議会(第3条—第11条)

第3章 富士川町いじめ問題専門委員会(第12条—第19条)

第4章 富士川町いじめ問題調査委員会(第20条—第24条)

第5章 雑則(第25条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第1項及び第3項並びに第30条第2項に規定する組織の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第2章 富士川町いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第3条 法第14条第1項の規定に基づき、富士川町いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第4条 連絡協議会は、法第14条第1項に規定するいじめ防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第5条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 連絡協議会の委員(以下この章において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

(1) 町立の小学校及び中学校(以下「町立学校」という。)の PTA を代表する者

(2) 町立学校校長会を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 学識経験者

(5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 連絡協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 連絡協議会の会議(以下この章において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 連絡協議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 連絡協議会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(運営)

第11条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第3章 富士川町いじめ問題専門委員会

(設置)

第12条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に附属機関として、富士川町いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置することができる。

(所掌事務)

第13条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第12条の規定により定める富士川町いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策及びその他教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

(組織)

第14条 専門委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員(以下この章において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験者

(3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第15条 専門委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(法第28条第1項に規定する学校の設置者の下に設ける組織)

第16条 専門委員会は、法第28条第1項に規定する町立学校の設置者の下に設ける組織を兼ねる。

(権限等)

第17条 専門委員会は、法第28条第1項に規定する調査に係る事務を行うために必要があると認めるときは、教育委員会又は当該調査に係る町立学校に対し報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求めること、関係人に対し質問票を用い、又は出頭を求めて質問することその他必要な調査等(以下「報告の徴収等」という。)を行うことができる。

2 専門委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は庶務をつかさどる職員に、報告の徴収等を行わせることができる。

3 前項に規定する報告の徴収等を行う委員及び職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(守秘義務)

第18条 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(準用)

第19条 第6条及び第8条から第11条までの規定は、専門委員会につい

て準用する。この場合において、第8条第1項及び第9条から第11条までの規定中「連絡協議会」とあるのは、「専門委員会」と、第8条第1項及び第11条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第4章 富士川町いじめ問題調査委員会

(設置)

第20条 法第30条第2項の規定に基づき、必要があるときは、町長の附属機関として、富士川町いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置することができる。

(所掌事務)

第21条 調査委員会は、町長の諮問に応じて、法第28条第1項に規定する調査の結果について調査審議し、町長に答申する。

(組織)

第22条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 調査委員会の委員(以下この章において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(庶務)

第23条 調査委員会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(準用)

第24条 第6条、第8条、第9条、第11条、第15条、第17条及び第18条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条第1項及び第9条、第11条の規定中「連絡協議会」とあるのは、「調査委員会」と、第8条第1項及び第11条中「会長」とあるのは、「委員長」と、第15条第1項並びに第17条第1項及び第2項中「専門委員会」とあるのは、「調査委員会」と、第17条第1項中「調査に係る事務」とあるのは「調査の結果についての調査(以下「再調査」という。)に係る事務」と、「又は当該調査に係る町立学校」とあるのは「若しくは再調査に係る町立学校」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、第2章及び第3章の規定の施行に関し必要な事項は教育委員会が、前章の規定の施行に関し必要な

事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(最初に開かれる会議)
- 2 委員が委嘱又は任命された後の最初に開かれる会議は、第8条第1項(第19条及び第24条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、町長又は教育委員会が招集する。
(富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

子ども・子育て会議委員	年額	3,500円
-------------	----	--------

」 を

「

子ども・子育て会議委員	年額	3,500円
いじめ問題対策連絡協議会委員	年額	3,500円

」 に改める。

新中学校の開校に向けた取組みについて

保護者の皆様へ

○はじめに

平成30年9月に富士川町と教育委員会による総合教育会議において、今後の富士川町の教育のあり方についての議論をはじめ、教育委員会では、教育行政に関わった有識者から小中学校のあり方基本方針の提言をいただきました。

また、小中学校あり方懇話会では、PTA や地域の代表者からの意見を集約して、「学校規模適正化基本方針（案）」を作成し、パブリックコメントを実施したところであります。

こうしたことを踏まえて、児童生徒の将来見込み人数や既存校舎等の学校施設の状況、各学校の諸課題の整理検討を行い審議した結果、「第2次富士川町学校規模適正化基本方針」に基づく学校編成を進めることが、富士川町教育の目指すあり方の実現への近道であると考え、次のとおり推進することと致しました。

○基本方針

小学校は、地域性や通学距離・時間を考慮して、継続配置とすることとし、それぞれの特性を生かし、子どもたちにとってより良い教育活動を推進していくこととする。また、地域コミュニティの核として、地域社会全体で支える教育環境を目指す。

中学校は、義務教育の最終段階であり、知識・技能・態度（学びに向かう姿勢）を身につけると同時に、豊かな人間性を育成し、将来に向けた社会性や人間関係を広げる場として、互いを認め合い切磋琢磨する教育環境の整備が必要であることから、2つの中学校を統合し、新たな中学校の設置を目指す。

◆新たな中学校の開校に向けた取組み

- ①県教育委員会と教員加配協議及び学校再編に向けた取組み
- ②学習支援員等の配置、町としての学校経営支援の取組み
- ③学校運営協議会の設置及び保護者との協議
- ④両校でそれぞれ取組んで来た伝統文化の継承の取組み
- ⑤生徒、教職員の開校前からの交流活動の実施
- ⑥遠距離通学対応等、通学体制の構築と安全確保
- ⑦使用校舎の改修及び学校環境の整備

以上の取組みを進める中で、令和5年4月の開校を目指します。

また、学校の位置につきましては、増穂商業高校の校舎の活用を考え、山梨県と協議するための準備を進めております。

新中学校の開校に向けた取組みについて

○結びに

中学校の開校は、富士川町において非常に重要な施策であるとともに、多くの経費を要するものであります。財政面では非常に厳しい情勢下にあります。新たな中学校の開校が、富士川町の未来を担う子どもたちにとって、充実した教育環境となるよう、確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成、キャリア教育の推進など、時代の要請に応える教育の推進に努めて参ります。

今回、このような書面でのお知らせになりましたが、コロナ禍が落ち着いた後には、説明会を開催する予定ですので、よろしくお願い致します。

令和 3年 3月 1日

富士川町教育委員会中学校統合準備室

〒400-0601

山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢1639-1

TEL0556-22-5361

FAX0556-22-5392

E-mail:kyouiku@town.fujikawa.lg.jp

富士川町民会館休館について

富士川町では、富士川町民会館を新型コロナウイルスワクチンの接種会場として使用することになりました。

そのため、町民会館を次のとおり休館します。

町民の皆さまには、ご不便ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

<休館期間>

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

※ワクチン接種の時期は、令和3年4月から令和4年2月下旬を予定しておりますが、変更となる可能性がございますので上記期間を休館とします。

※利用(受付)再開については、町の広報誌やホームページ等でお知らせいたします。

(ワクチン接種に関するお問い合わせ先)

福祉保健課 健康増進担当 電話 0556-22-7207

富士川町教育委員会
生涯学習課

TEL0556-22-5361

月 日	時 間	場 所	内 容
2月25日	10:00	教育文化会館	定例教育委員会
27日	9:00	町民会館	伝統文化子ども教室修了式(各部門ごと)
28日	8:30		スポーツレクレーション祭(中止)
3月1日	10:00	各高等学校	県立高校卒業式
3日	9:30	教文館	学校経営研究会
"		各高校	公立高校後期募集検査
4日	9:00	教育文化会館	小中学校事務共同実施研究会
5日	10:00	議場	議会開会・提案
7日	10:00	役場会議室	町功労者表彰式
8日	9:00	議場	町議会一般質問
"	17:00	教育事務所	教職員人事最終話し合い(1日目・出の職員)
9日	10:00	議場	町議会質疑
"	13:00	町内	議会現地視察
"	16:00	教育事務所	教職員人事最終話し合い(2日目・入の職員)
10-11日	9:00	役場会議室	予算特別委員会
10日	13:30	教育事務所	教職員人事書類作成
11日	9:00	増中・鰯中	中学校卒業式
12日		各高校	公立高校合格者発表
13日	7:00	大法師公園	大法師公園清掃作業
16日	13:00	役場会議室	予算特別委員会(全体会)
18日	9:00	教育文化会館	充指導主事地教委報告
19日		増小・南小・鰯小	小学校卒業式
"	10:00	議場	町議会討論・採決・閉会
"	13:30	町長室	役場職員人事異動内示
25日	10:00	教文館	定例教育委員会
"		各学校	終業式・離任式

